学校教育法第十一条の改正を求める署名に、ご賛同をお願い致します。

わが国の父祖が美しきものとして尊んだ道義・道徳が著しく失われている現状は、犯罪の低年齢化、少年犯罪の凶悪化などにも如実に覗えるところなっております。

国民道徳が崩壊しつつある一因は、師道・師魂を持って教育にあたるべき教師が、生徒を叱れなくなった教育現場にあると考えます。学校の教育現場には、騒いだり、反抗したり、盗んだり、恐喝したりと、道徳に反する行為に及ぶ生徒もいます。彼らを道義・道徳に照らして正しく教育してこそ、教育が成り立つものと考えます。現行の学校教育法第一一条は「【学生生徒等の懲戒】校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」と定めています。

私たちは教育の正常化を目指すに当たり、この学校教育法第十一条の「ただし、体罰を加えることはできない」の削除を求めます。

「体罰の会」事務局
東京都千代田区平河町二―十六―十五 北野アームス六一二号
会 長　加 瀬 英 明
電話（〇三）三三五一―九七五七

衆議院議長殿
参議院議長殿

氏名	住所